新 宿 区　　令和７年度

『家具転倒防止器具』取付け事業のご案内

～ 調査費・取付け費が無料です ～

区が委託する業者がご自宅に伺って設置場所に適した家具転倒防止器具について調査のうえ、取付けを行います。

《 対象となる方 》

●区内在住の方。取付けは住宅部分に限ります。

《 対象の家具 》

●タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ

※区が指定した器具で取付けが可能な家具に限ります。

《 費　用 》

●器具は利用者負担です。取付け業者から購入するか、ご自身で準備してください。

●補助工事が必要な場合の費用は利用者負担です。

★事前調査費と取付け費は、区が負担します。取付け点数の制限はありません。

※次の方は器具５点までが無料になります（無料は１回のみ）

①災害時要援護者名簿登録者　⇒　裏面をご覧ください。

②生活保護世帯の方　⇒　申請時に保護受給証明書が必要です。

《 申込みから取付けまで 》

①申　請　：郵便又は Fax で危機管理課（裏面記載）へ申請書を提出。**毎月２５日〆切**

②決　定　：〆切の翌月５日頃までに、決定通知書をお送りします。

③日程調整：訪問日程を決めるために、業者からお電話します。

④事前調査：業者が事前調査をします。（器具、取付け方法、費用などの確認）

⑤取 付 け：業者が器具の取付けをします。費用は直接業者にお支払いください。

《 その他 》

①賃貸住宅の方は、家主や住宅の管理者に事前に承認を得ておいてください。

②住所・氏名・電話番号などの情報は、取付け業者に提供します。

③取付けは、令和８年３月末日までに完了してください。

家具転倒防止器具の種類

転倒防止板

家具の前下部に挟み込む方法

つっぱり棒

家具と天井の間に設置する方法
※家具と天井に十分な強度が必要

ベルト式・L字型金具

家具と壁にねじ止めした器具を
ベルト・L字金具で固定する方法
※家具と壁面に十分な強度が必要

小 ← 器具の効果 → 大

器 具 価 格 表

品　　目	価　格（税込）
① ベルト式金具	1,430 円
② Ｌ字型金具	1,210 円
③ つっぱり棒（小）	6,325 円
④ つっぱり棒（大）	6,490 円
⑤ 転倒防止板	1,320 円

【 留意事項 】

①区の委託業者から購入する場合の価格です。
②補助工事がある場合の費用は、業者の見積りによります。

◆ ◇ ◆「災害時要援護者名簿」について ◆ ◇ ◆

災害時の避難等に支援を必要とする方を把握するため、ご本人からの申し出により「災害時要援護者名簿」を作成しています。名簿は、区内の消防署、警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署に配付し、災害時における安否確認等を行うために活用します。
なお、この名簿登録者から優先的に救出するというものではありません。

登録対象者

①75 歳以上のみの世帯の方　②要介護３以上の方　③認知症の症状のある方
④障害のある方　⑤難病等により特別な医療ケアを受けている方
⑥その他、災害時の避難等に支援を必要とする方

登録方法

地域福祉課福祉計画係（電話 5273-4080） 又は下記へお問い合わせください。

〒160-8484
新宿区歌舞伎町１－４－１
新宿区 危機管理課
「家具転倒防止対策」担当　行

郵送の際に封筒に貼ってお使いください。

【お問合せ・申込み】
新宿区 危機管理課（新宿区役所本庁舎４階）
〒160-8484　新宿区歌舞伎町１－４－１
電話：5273 - 4592　Fax：3209 - 4069

※申請書は危機管理課、特別出張所で配布のほか区ＨＰから取り出せます。